

倉吉体育施設等利用料金一覧表

別紙2

倉吉市営関金野球場	職業野球			3,650円
	一般・高校野球		2時間につき	1,880円
	中学生以下			670円
	照明設備		30分につき	4,860円
	スコアボード		1日につき	1,880円
	放送設備		1回につき	670円
	入場料を徴収する場合の利用は、利用料の額に最高入場料金等(税込み)に50(職業野球の場合は、100)を乗じて得た額を加算した額とする。			
倉吉市営関金テニスコート	専用利用	中学生以下	1面	230円
		その他	2時間につき	450円
	照明設備		1面1時間につき	450円
倉吉市営関金ラグビー場	専用利用	高校生以下	1時間につき	1,650円
		一般		2,200円
	照明設備		1時間につき	2,210円
	芝グラウンド用ペイント		1面1回につき	11,000円
倉吉市営関金屋根付多目的広場			シャワー室	1回につき 1,100円
	専用利用	高校生以下	1面	230円
		その他	2時間につき	450円
照明設備		1時間につき	230円	
倉吉市営関金農林漁業者等健康増進施設	個人利用(2名まで)	高校生以下	2時間につき	120円
		高齢者等		無料
		その他		(1名ずつ料金徴収) 230円
	部分専用利用(3名以上の半面)	高校生以下	2時間につき	340円
		その他		670円
	専用利用(3名以上の全面)	高校生以下	2時間につき	670円
		その他		1,220円
照明設備		1時間につき	670円	
東巖城町河川敷スポーツ広場				無料

備考

- 各体育施設を本来の利用目的以外の用途で使用するときの使用料は、この表に定める利用料金の額とする。
- 2時間未満、1時間未満又は30分未満の端数は、それぞれ2時間、1時間又は30分として取り扱う。
- 「高齢者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
ア 70歳以上の者
イ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護者
ウ 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者
- 高齢者等の個人利用に係る照明設備利用料金は、これを徴収しない。